

# 秀明大学学則

## 第 1 章 総 則

### 第 1 節 目 的

第 1 条 本学は、教育基本法並びに学校教育法に基づくとともに、本学の建学の精神である「常に真理を追究し、友情を培い、広く社会に貢献する人間形成を目的とする」を踏まえ、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ新しい時代に即応して国際的な広い視野と深い識見を有し、強い実行力を具えた人材を育成することを目的とする。

### 第 2 節 組 織

第 2 条 本学に次の学部を置く。

学校教師学部  
総合経営学部  
英語情報マネジメント学部  
観光ビジネス学部  
看護学部

2 前項の学部置く学科・課程及びその学生定員は、次のとおりとする。

|                 |      |      |      |      |
|-----------------|------|------|------|------|
| 学 校 教 師 学 部     |      |      |      |      |
| 中等教育教員養成課程      | 入学定員 | 200人 | 収容定員 | 800人 |
| 総 合 経 営 学 部     |      |      |      |      |
| 企業経営学科          | 入学定員 | 90人  | 収容定員 | 360人 |
| 英語情報マネジメント学部    |      |      |      |      |
| 英語情報マネジメント学科    | 入学定員 | 70人  | 収容定員 | 280人 |
| 観 光 ビ ジ ネ ス 学 部 |      |      |      |      |
| 観光ビジネス学科        | 入学定員 | 70人  | 収容定員 | 280人 |
| 看 護 学 部         |      |      |      |      |
| 看護学科            | 入学定員 | 80人  | 収容定員 | 320人 |

3 各学部・学科・課程の目的は別記1のとおりとする。

第 3 条 本学に附属図書館を置く。

第 4 条 本学に事務局を置く。

### 第 3 節 職 員 組 織

第 5 条 本学に次の職員を置く。

- (1) 行政職員
  - A. 学長、学部長
  - B. 教務部長、学生部長、就職部長、図書館長
  - C. 事務局長
- (2) 教育職員  
教授、准教授、講師、助教、助手
- (3) 事務職員
- (4) 技術職員

2 前項の職員に加え、必要に応じて副学長を置くことができる。

### 第 4 節 商 議 会

第 6 条 削除

### 第 5 節 教 授 会

第 7 条 教育研究に関する事項を審議するため、教授会を置く。

- 2 教授会は全学教授会とし、学長が招集する。
- 3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
  - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
  - (2) 学位の授与
  - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 教授会は、専任の教授をもって組織する。ただし、学長が必要であると認めた場合には准教授、専任講師及び助教その他の職員を参加させることができる。

### 第 6 節 学 年、学 期 及 び 休 業 日

第 8 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 9 条 学年を次の2学期に分ける

- 前学期 4月1日から9月30日まで  
後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 必要がある場合、学長は、前項の期間を変更することができる。

第 10 条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日
- (3) 本学の開学記念日 6 月 10 日
- (4) 春期休業 4 月 1 日から 4 月 9 日、3 月 3 日から 3 月 31 日まで
- (5) 夏期休業 8 月 1 日から 8 月 31 日まで
- (6) 冬期休業 12 月 26 日から 1 月 7 日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第 1 項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

## 第 2 章 学 部 通 則

### 第 1 節 修業年限及び在学年限

第 11 条 学部の修業年限は、4 年とする。

第 12 条 学生は、8 年を超えて在学することができない。ただし、第 18 条第 1 項の規定により入学した学生は、同 18 条第 2 項により定められた在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学することができない。

### 第 2 節 入 学

第 13 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

第 14 条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年 1 月制定）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第 15 条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

第 16 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

第 17 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第 18 条 次の各号の一に該当する者で本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者又は退学した者

(2) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者

2 前項の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

### 第 3 節 教育課程及び履修方法等

第 19 条 学部の授業科目の区分は、総合基礎科目、総合共通科目、専攻科目及び教職に関する専門科目とする。

第 20 条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

第 21 条 卒業に必要な単位は次のとおりとする。

学校教師学部（2021年度以前入学者）

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 中等専修コース           | 131単位 |
| 初等教育コース（数学 理科 英語） | 143単位 |
| 初等教育コース（国語）       | 145単位 |
| 初等教育コース（保健体育）     | 146単位 |
| 初等教育コース（社会地歴）     | 149単位 |
| 初等教育コース（社会公民）     | 157単位 |

学校教師学部（2022年度以降入学者）

|                   |       |
|-------------------|-------|
| 中等専修コース           | 133単位 |
| 初等教育コース（数学 理科 英語） | 145単位 |
| 初等教育コース（国語）       | 147単位 |
| 初等教育コース（保健体育）     | 148単位 |
| 初等教育コース（社会地歴）     | 151単位 |
| 初等教育コース（社会公民）     | 159単位 |

総合経営学部

英語情報マネジメント学部

観光ビジネス学部

看護学部（2021年度以前入学者）

看護学部（2022年度以降入学者）

2 授業科目及びその単位数は別表1、別表2、別表3、別表4及び別表5のとおりとする。

3 授業科目の履修方法については、学部規則の定めるところによる。

第 22 条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併

用により行うものとする。

2 前項の授業は、平成13年文部科学省告示第51号の定めるところにより、60単位を限度として、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業の一部は、平成15年文部科学省告示第43号の定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

4 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

(1) 講義及び演習は、毎週1時間ないし2時間15週の授業をもって1単位とする。

(2) 実習及び実技等は30時間ないし45時間の授業をもって1単位とする。

5 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第23条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第24条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

第25条 授業科目の成績評価は、試験、レポート、出席状況、受講態度、その他を総合して行う。

2 成績は100点の評点で評価し、次のS、A、B、C、Dの5段階の評定をもって表示し、S、A、B、Cを合格として単位を認定する。

| 評点     | 評定 | 単位認定 |
|--------|----|------|
| 90～100 | S  | 合格認定 |
| 80～89  | A  |      |
| 70～79  | B  |      |
| 60～69  | C  |      |
| 0～59   | D  | 不可   |

3 欠席が多く、成績評価に至らない場合は評価不能とし、成績表には「F」と表示する。

第26条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学で履修した授業科目について修得した単位を、60単位を限度として、別に定めるところにより、卒業の要件となる単位として認めることができる。

2 前項の規定は、第34条の規定により学生が留学する場合に準用する。

第27条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修、その他文部科学大臣が定める学修を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したもののみならず単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第 28 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準第 31 条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を別に定めるところにより、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、26 条及び 27 条の単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

第 29 条 教員の免許伏授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び同施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定により、所要の単位を取得した者が取得できる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。

| 区 分                      |           | 教員免許伏の種類（免許教科）    |
|--------------------------|-----------|-------------------|
| 学校教師学部<br>中等教育<br>教員養成課程 | 国語専修コース   | 小学校教諭一種免許状        |
|                          |           | 中学校教諭一種免許状（国語）    |
|                          |           | 高等学校教諭一種免許状（国語）   |
|                          | 社会専修コース   | 小学校教諭一種免許状        |
|                          |           | 中学校教諭一種免許状（社会）    |
|                          |           | 高等学校教諭一種免許状（地理歴史） |
|                          |           | 高等学校教諭一種免許状（公民）   |
|                          | 数学専修コース   | 小学校教諭一種免許状        |
|                          |           | 中学校教諭一種免許状（数学）    |
|                          |           | 高等学校教諭一種免許状（数学）   |
|                          | 理科専修コース   | 小学校教諭一種免許状        |
|                          |           | 中学校教諭一種免許状（理科）    |
|                          |           | 高等学校教諭一種免許状（理科）   |
|                          | 保健体育専修コース | 小学校教諭一種免許状        |
|                          |           | 中学校教諭一種免許状（保健体育）  |
|                          |           | 高等学校教諭一種免許状（保健体育） |
|                          | 英語専修コース   | 小学校教諭一種免許状        |
|                          |           | 中学校教諭一種免許状（英語）    |
|                          |           | 高等学校教諭一種免許状（英語）   |
|                          | 初等教育コース   | 小学校教諭一種免許状        |
|                          |           | 中学校教諭一種免許状（注 1）   |
|                          |           | 高等学校教諭一種免許状（注 2）  |

注 1：国語、社会、数学、理科、英語、保健体育のうち 1 教科を選択

注 2：国語、地理歴史、公民、数学、理科、英語、保健体育のうち 1 教科を選択

3 授業科目の履修方法については、履修の手引の定めるところによる。

## 第 4 節 休学、転学、留年及び退学

第 30 条 疾病その他やむを得ない理由により2ヵ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

第 31 条 休学期間は、一年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、一年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第12条の在学期間には算入しない。

第 32 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

第 33 条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

2 本学に入学した者で転部を希望する者は、学期の初めに限り、特別の選考によって、これを許可することができる。

第 34 条 外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第37条に定める在学期間を含めることができる。

第 35 条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

## 第 5 節 除 籍

第 36 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第12条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第31条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

## 第 6 節 卒業及び学士号

第 37 条 本学に4年(第18条第1項により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数)以上在学し、第21条及び第21条の2に定める単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

第 38 条 卒業を認定された者には、卒業証書並びに次の学位を授与する。

|             |            |         |
|-------------|------------|---------|
| 学 校 教 師 学 部 | 中等教育教員養成課程 | 学士(教育学) |
| 総 合 経 営 学 部 | 企業経営学科     | 学士(経営学) |

|              |              |         |
|--------------|--------------|---------|
| 英語情報マネジメント学部 | 英語情報マネジメント学科 | 学士（経営学） |
| 観光ビジネス学部     | 観光ビジネス学科     | 学士（経営学） |
| 看護学部         | 看護学科         | 学士（看護学） |

## 第 7 節 賞 罰

第 39 条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

第 40 条 本学の規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第 8 節 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生

第 41 条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年間とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

第 42 条 本学において特定の授業科目等を科目履修または聴講することを志願する者があるときは学部の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生または聴講生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生、聴講生は、学期毎に許可する。

第 43 条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

第 44 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。



2 前項の外国人留学生に対しては、第21条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

第45条 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生に関する規則は、別に定める。

## 第9節 検定料、入学金及び授業料

第46条 入学検定料、入学金、授業料及びその他納付金（以下『授業料等』という）は、別表6のとおりとする。

第47条 授業料等は、物価スライド制とし、毎年変更するものとする。

第48条 授業料等は、所定の期日までに納付しなければならない。

第49条 学年の中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該学年末までの授業料等を、復学又は入学した月に納付しなければならない。

第50条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料等を納付するものとする。

第51条 学年の途中で退学又は除籍された者の当該学期分の授業料等は徴収する。

2 学年の途中で除籍された者の除籍日までの授業料は徴収する。

第52条 休学を許可又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料等を免除する。

第53条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料等の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

第54条 研究生、聴講生及び特別聴講学生の入学検定料及び授業料等については別に定める。

第55条 納付した入学検定料、入学金、授業料等は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、入学試験に合格し、学長が入学を許可した者のうち、入学年の3月末日までに入学辞退を届け出た場合は、入学金を除き、納入していた授業料等を返還することができるものとする。

## 第10節 公開講座

第56条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

### 第 3 章 学 則 の 改 廃

第 57 条 この学則の改廃は、学長が発議し、教授会の議を経て、理事会の承認を得てこれを行う。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

2 第2条第2項の規程にかかわらず、平成3年度より平成11年度までの期間については、各年度、政治経済学部政治経済学科の入学定員を300人とする。

附 則

この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年1月29日から施行する。

ただし、第12条の2の規定及び第28条の規定する単位数は平成4年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

ただし、第28条の規定する単位数及び別表1による教育課程は、平成9年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

2 第2条第2項の規定にかかわらず、平成10年度より平成11年度までの期間については、各年度、政治経済学部政治経済学科の入学定員を230人とする。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 第2条第2項の規定にかかわらず、平成12年度より平成16年度までの期間については、各年度、各年度政治経済学部政治経済学科の入学定員を230人とする。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

2 第2条第2項及び附則第2項（平成12年4月1日施行）の規定にかかわらず、政治経済学部政治経済学科の入学定員は、平成13年4月1日から零として、学生募集を停止し、収容定員「540人」とあるのは、平成14年度については「360人」、平成15年度については「180人」、平成16年度については零と読み替えるものとする。

3 平成13年4月1日に政治経済学部在学する者が、当該学部在学しなくなる日までの間、政治経済学部は存在するものとする。

附 則

この学則は、平成14年4月8日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 第2条第2項の規定に関わらず、総合経営学部生活経営学科の入学定員は、平成18年4月1日から零として、学生募集を停止し、収容定員「240人」とあるのは、平成19年度については「160人」、平成20年度については「80人」、平成21年度については「0人」と読み替えるものとする。

3 平成18年4月1日に総合経営学部生活経営学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなる日までの間、総合経営学部生活経営学科は存在するものとする。

4 第2条第2項の規定に関わらず、英語情報マネジメント学部英語情報マネジメント学科の収容定員「320人」とあるのは、平成18年度については「80人」、平成19年度については「160人」、平成20年度については「240人」と読み替えるものとする。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 第2条第2項の規定に関わらず、総合経営学部医療経営学科の入学定員は平成20年4月1日から零として学生募集を停止し、その収容定員は、平成20年度は「150人」、平成21年度は「100人」、平成22年度は「50人」、平成23年度は「0人」とする。

3 第2条第2項の規定ならびに前項の規定に関わらず、総合経営学部医療経営学科は、当該学科の在学学生がいなくなる日までの間、存在するものとする。

4 第2条第2項の規定に関わらず、総合経営学部企業経営学科の収容定員「480人」とあるのは、平成20年度は「420人」、平成21年度は「440人」、平成22年度は「460人」とする。

と読み替えるものとする。

5 第2条第2項の規定に関わらず、英語情報マネジメント学部英語情報マネジメント学科の収容定員「440人」とあるのは、平成20年度は「350人」、平成21年度は「380人」、平成22年度は「410人」と読み替えるものとする。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

## 各学部・学科・課程の目的

(学則第 2 条第 3 項)

1. 学校教師学部中等教育教員養成課程  
優れた学習指導能力及び生活指導能力と対人関係能力を兼ね備え、生徒・父母そして社会から真に教師として信頼される人材を養成することを目的とする。
2. 総合経営学部企業経営学科  
幅広い教養と豊かな人間性を基盤とし、企業経営の専門知識ならびに実務能力をはじめ、企業人として活躍できる能力を総合的に備えた人材を育成することを目的とする。
3. 英語情報マネジメント学部英語情報マネジメント学科  
高い英語コミュニケーション能力とコンピュータ処理活用能力を備えた企業人として、現代の国際社会、情報社会で活躍できる人材を育成することを目的とする。
4. 観光ビジネス学部観光ビジネス学科  
「サービス産業の経営学」を専門とし、英語と情報を使いこなし、国際的な観光産業を支える人材を養成することを目的とする。
5. 看護学部看護学科  
生命にかかわる専門職としての幅広い教養と豊かな人間性を身につけ、科学的根拠に基づいた質の高い看護実践力を養い、グローバル社会で活躍できる英語力と国際感覚を持ち、看護に必要な情報の活用と医療現場におけるITスキルを獲得し、主体的な学修態度と自己研鑽ができる力を兼ね備え、地域の保健・医療・福祉を担うことのできる看護職の育成を目的とする。

別表 6

## 学 生 納 付 金 等

学生納付金等の額は、次のとおりとする。

### 【学校教師学部2020年度以降入学生】

| 区分      | 金額          | 備考        |
|---------|-------------|-----------|
| 入学検定料   | 30,000円     | 学則第46条による |
| 入 学 金   | 300,000円    | 学則第46条による |
| 授 業 料   | 年額 747,000円 | 学則第46条による |
| 施設設備充実費 | 年額 271,000円 | 学則第46条による |
| 学生活動費   | 年額 80,000円  | 学則第46条による |
| 夜間学修受講料 | 年額 50,000円  | 学則第46条による |

※授業料、施設設備充実費、学生活動費は毎年度、物価上昇率に応じて改定する。

※教職課程履修者は、上記とは別に課程履修費として次の金額を納入することとする。

学校教師学部：3年次前期…20,000円、4年次前期…30,000円

### 【看護学部2020年度、2021年度、2022年度入学生】

| 区分      | 金額          | 備考        |
|---------|-------------|-----------|
| 入学検定料   | 30,000円     | 学則第46条による |
| 入 学 金   | 300,000円    | 学則第46条による |
| 授 業 料   | 年額 800,000円 | 学則第46条による |
| 実験実習費   | 年額 300,000円 | 学則第46条による |
| 施設設備充実費 | 年額 350,000円 | 学則第46条による |
| 学生活動費   | 年額 80,000円  | 学則第46条による |

※授業料、施設設備充実費、学生活動費は毎年度、物価上昇率に応じて改定する。

※保健師課程履修者は、上記とは別に課程履修費として3年次前期に100,000円を納入することとする。

### 【看護学部2018年度入学生】

| 区分      | 金額          | 備考        |
|---------|-------------|-----------|
| 入学検定料   | 30,000円     | 学則第46条による |
| 入 学 金   | 300,000円    | 学則第46条による |
| 授 業 料   | 年額 800,000円 | 学則第46条による |
| 実験実習費   | 年額 300,000円 | 学則第46条による |
| 施設設備充実費 | 年額 350,000円 | 学則第46条による |
| 学生活動費   | 年額 60,000円  | 学則第46条による |

※授業料、施設設備充実費、学生活動費は毎年度、物価上昇率に応じて改定する。

※保健師課程履修者は、上記とは別に課程履修費として3年次前期に100,000円を納入することとする。

【総合経営学部、英語情報マネジメント学部、観光ビジネス学部  
2020年度以降入学生】

| 区分      | 金額          | 備考        |
|---------|-------------|-----------|
| 入学検定料   | 30,000円     | 学則第46条による |
| 入学金     | 300,000円    | 学則第46条による |
| 授業料     | 年額 737,000円 | 学則第46条による |
| 施設設備充実費 | 年額 271,000円 | 学則第46条による |
| 学生活動費   | 年額 80,000円  | 学則第46条による |

※授業料、施設設備充実費、学生活動費は毎年度、物価上昇率に応じて改定する。  
 ※教職課程履修者は、上記とは別に課程履修費として次の金額を納入することとする。  
 1年次後期…30,000円、3年次前期…20,000円

【総合経営学部、英語情報マネジメント学部、観光ビジネス学部  
2018年度、2019年度入学生】

| 区分      | 金額          | 備考        |
|---------|-------------|-----------|
| 入学検定料   | 30,000円     | 学則第46条による |
| 入学金     | 300,000円    | 学則第46条による |
| 授業料     | 年額 717,000円 | 学則第46条による |
| 施設設備充実費 | 年額 271,000円 | 学則第46条による |
| 学生活動費   | 年額 60,000円  | 学則第46条による |

※授業料、施設設備充実費、学生活動費は毎年度、物価上昇率に応じて改定する。

【総合経営学部、英語情報マネジメント学部、観光ビジネス学部  
2016年度入学生】

| 区分      | 金額          | 備考        |
|---------|-------------|-----------|
| 入学検定料   | 30,000円     | 学則第46条による |
| 入学金     | 300,000円    | 学則第46条による |
| 授業料     | 年額 717,000円 | 学則第46条による |
| 施設設備充実費 | 年額 271,000円 | 学則第46条による |
| 学生活動費   | 年額 40,000円  | 学則第46条による |

※授業料、施設設備充実費、学生活動費は毎年度、物価上昇率に応じて改定する。

【総合経営学部、英語情報マネジメント学部、観光ビジネス学部 外国人留学生  
2020年度以降入学生減免後の学納金】

| 区分    | 金額          | 備考        |
|-------|-------------|-----------|
| 入学検定料 | 30,000円     | 学則第46条による |
| 入学金   | 300,000円    | 学則第46条による |
| 授業料   | 年額 567,000円 | 学則第46条による |
| 施設充実費 | 年額 271,000円 | 学則第46条による |
| 学生活動費 | 年額 80,000円  | 学則第46条による |

※授業料、施設充実費、学生活動費は毎年度、物価上昇率に応じて改定する。

【総合経営学部、英語情報マネジメント学部、観光ビジネス学部 外国人留学生  
2019年度入学生減免後の学納金】

| 区分    | 金額          | 備考        |
|-------|-------------|-----------|
| 入学検定料 | 30,000円     | 学則第46条による |
| 入学金   | 300,000円    | 学則第46条による |
| 授業料   | 年額 537,000円 | 学則第46条による |
| 施設充実費 | 年額 271,000円 | 学則第46条による |
| 学生活動費 | 年額 60,000円  | 学則第46条による |

※授業料、施設充実費、学生活動費は毎年度、物価上昇率に応じて改定する。



## 別添

### 授業料等滞納による除籍（学則第 36 条第 1 号関係）

1. 授業料等を 3 か月間にわたって滞納したものは、教授会の審議を経て学長が除籍を行う。分納を許可したものについても 3 か月間にわたって所定の分納額を滞納した場合には同様に除籍とする。
2. 学年の途中で除籍となった者に対しては、学則第 51 条に基づき当該学年の授業料等を徴収する。ただし、災害、学費負担者の死亡等によるやむを得ない事情がある場合は理事会の議を経て徴収を免除することができる。
3. 2 の請求に対して除籍者から申請がある場合は理事長の裁定により分納を認めることができる。その場合は金銭貸借契約書を交わしたうえ、公正証書を作成する。その際、公正証書作成の費用は折半とする。
4. 上記 2 に基づく徴収請求に対して学費負担者が納入しない場合は、入学時の誓約書に基づいて保証人に請求し、保証人も納入しない場合は顧問弁護士を代理人として法的措置をとる。
5. この規定の改廃は理事会の議を経て理事長が行う。

附則 この規定は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規定は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規定は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規定は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規定は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。